

学校における感染症と出席停止について

◎出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。(学校保健安全法第19条)

第1種(感染症法による一類及び二類感染症:結核を除く)

病名	出席停止の基準
エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで

第2種(学校において流行を広げる可能性が高い感染症・出席停止の基準が感染症ごとに異なる)

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症 ※「治癒証明書」不要	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) ※「インフルエンザ罹患報告書」を提出	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳 ※検査結果が出るまでは感染症の疑いとなる	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医・その他の医師において
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで

第3種(学校において流行を広げる可能性がある感染症)

病名	出席停止の基準
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

その他の感染症(重大な流行が起きた時に、第3種の感染症と同じ扱いをする感染症)

病名	出席停止の基準
感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス等)	全身状態が良い場合は登校可
急性細菌性腸炎(サルモネラ菌・カンピロバクター)	下痢が軽減すれば登校可
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い場合は登校可
インフルエンザ菌感染症(Hib)・肺炎球菌感染症	発熱・咳等の症状が安定し、全身状態が良い場合は登校可
溶連菌感染症 ※抗菌薬療法後24時間以内に感染力が消失	
伝染性紅斑 ※発疹の出現時には感染力はない	発疹のみで全身状態が良い者は登校可
帯状疱疹	病変が適切に被覆化していれば登校可
手足口病 ※流行阻止のための出席停止は有効性低い	全身状態が安定していれば登校可
ヘルパンギーナ	
A型肝炎	肝機能が正常になれば登校可
B型肝炎	急性肝炎の急性期でなければ登校可
伝染性膿痂疹(とびひ)・水いぼ・アタマジラミ症	

※医師の判断により出席停止になった場合は、『治癒証明書』が必要となる

※公益財団法人 日本学校保健会『学校において予防すべき感染症の解説』より抜粋